

大分県報

令和五年
第四五〇号
十月六日

（金曜日）

目次

告示

- 臨時種畜検査の実施……………
土地改良区の定款変更認可……………
道路の供用開始……………
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………
建築基準法による道路位置の指定……………

告示

大分県告示第四百十六号
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。
令和五年十月六日

検査期日

令和五年十月二十六日

検査場所

宇佐市安心院町

家畜の種類

豚

大分県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和五年十月六日

大分県知事

佐藤 樹一郎

令和五年十月六日

土地改良区名	所在地	認可年月日
岩戸井路土地改良区	豊後大野市	令五・九・二六

大分県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和五年十月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年十月六日

大分県知事

佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道久木野尾立線	杵築市山香町大字久木野尾字畑ヶ田二二七番四から 杵築市山香町大字久木野尾字倉川内一三〇九番三六まで	令五・一〇・六

大分県告示第四百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。
令和五年十月六日

大分県知事

佐藤 樹一郎

指定を解除する区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指定年月日及び告示番号	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考

大分県報（告示）

令和五年十月六日

大分県報(告示)

二

川江 1ノ 浦	大坪 (A)	(A)柿 ノ 浦	江1 号深	大泊 (B)
網市津 代市久 大字見	河内大 白杵 大字市 藤	江大 白杵 大字市 深	江大 白杵 大字市 深	泊大 白杵 大字市 大
別災 警害 戒土 域砂 及災	区別 域警 害害 特土 砂及 災	区別 域警 害害 特土 砂及 災	区別 域警 害害 特土 砂及 災	区別 域警 害害 特土 砂及 災
土 石 流	壊地 急傾 斜の 崩	壊地 急傾 斜の 崩	壊地 急傾 斜の 崩	壊地 急傾 斜の 崩
示分 第百 百告	十平 二成 二二 年二 月二 日	十平 三三 年二 月二 日	十平 三三 年二 月二 日	十平 三三 年二 月二 日
と別 お図 りの	と別 お図 りの	と別 お図 りの	と別 お図 りの	と別 お図 りの
別 図 の と お り	別 図 の と お り	別 図 の と お り	別 図 の と お り	別 図 の と お り
(「別図」は、省略し、白杵土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)				
摺木	江ノ 浦	1 楠 屋川	1 岩 屋川	1 福 良川
四市津 浦市久 大字見	網市津 代市久 大字見	長市津 目市久 大字見	浦市津 久市久 大字見	網市津 代市久 大字見
び区 土域 砂及 災	区別 域警 害害 特土 砂及 災	区別 域警 害害 特土 砂及 災	区別 域警 害害 特土 砂及 災	区別 域警 害害 特土 砂及 災
壊地 急傾 斜の 崩	壊地 急傾 斜の 崩	土 石 流	土 石 流	土 石 流
六一月 十年十 大	号四 十三 示第 百告	三平 百成 六十 三二 年二 月二 日	号四 十三 示第 百告	三平 百成 六十 三二 年二 月二 日
と別 お図 りの	と別 お図 りの	と別 お図 りの	と別 お図 りの	と別 お図 りの
別 図 の と お り	別 図 の と お り	別 図 の と お り	別 図 の と お り	別 図 の と お り

江ノ浦	1 楠屋川	1 岩屋川	1 福良川	川1 江ノ浦	田代⑧	岩崎	篠迫②	篠迫①
津久見市大字網代	津久見市大字長目	津久見市大字浦及び岩屋町	津久見市大字網代	津久見市大字網代	白杵市野津町大字泊	白杵市野津町大字泊	白杵市野津町大字宮原	白杵市野津町大字宮原
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり				別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>大分県告示第四百二十一号 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。</p>	狩床②	④ 浦代川	⑦ 千怒川	⑦ 堅浦川	川⑧ 上青江	奥川内④	奥川内③	摺木
	津久見市大字四浦	津久見市大字長目	津久見市大字千怒	津久見市大字堅浦	津久見市大字上青江	津久見市大字上青江	津久見市大字上青江	津久見市大字四浦
	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和五年十月六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定番号

指 定 位 置

指定年月日

道路の幅員

道路の延長

大土第五
二号

由布市挾間町赤野字南口原三
九八番一

令五・九・二二

メートル
六・〇〇

メートル
九〇・四三

令和五年十月六日

大分県報(告示)

五